

茨木市クリエイティブパートナー制度試行実施要項

(目的)

第1条 デザイン等に係る専門性を有する、本市にゆかりのある人材を「クリエイティブパートナー」として登録し、市の事務事業において連携を図ることにより、効果的な情報発信及び共創のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、「パートナー」とは、第5条第3項の登録を受けた者をいう。

(試行実施)

第3条 本制度は試行的に実施するものとする。

(連携内容)

第4条 パートナーとの連携内容は、以下に掲げる事項に関するものとする。

- (1) デザイン
- (2) 動画及び写真
- (3) 文章
- (4) その他、情報発信に係る事項

(パートナーの登録)

第5条 市長は、第4条各号に掲げる事項に関し広範な知識と経験を有する個人であって、次に掲げる要件を全て満たす者を、その申請により、パートナーとして登録するものとする。

- (1) 茨木市内に在住、在勤又は在学している、若しくは、茨木市内に居住歴、通勤歴又は通学歴があること。
- (2) 18歳以上であること。
- (3) 本制度の趣旨に賛同し、市と連携して行政課題及び地域課題の解決に意欲的かつ誠実に取り組めること。
- (4) 事業所、団体等に所属している場合、本制度への登録について代表者の了承を得ていること。
- (5) 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第2号に定める暴力団員又は同条第3号に定める暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 政治的若しくは宗教的な目的のため登録しようとするものでないこと。
- (7) その他登録の申請を受理することが適当でないと市長が認めるものでないこと。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる書類（以下「登録申請書等」という。）を、市が指定する電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）又はまち魅力発信課に提出することにより申請しなければならない。

- (1) 茨木市クリエイティブパートナー登録申請書（様式1）
- (2) 茨木市クリエイティブパートナー経歴書（様式2）

- (3) 茨木市クリエイティブパートナー意向等確認書（様式3）
- (4) その他市長が必要と認める書類等
- 3 第1項の登録は、茨木市クリエイティブパートナー登録名簿に登録することにより行うものとする。この場合において、市長は、当該登録を受けた者に対し書面により通知するものとする。
- 4 登録の有効期間は、前項の登録を受けた日から、令和9年5月31日までとする。

（変更等の届出）

第6条 第5条第3項の登録を受けた者は、登録申請書等の記載内容に変更が生じた場合又は登録継続の意思を失った場合には、茨木市クリエイティブパートナー登録内容変更届兼登録辞退届（様式4）を、まち魅力発信課に提出することにより届け出るものとする。

（登録の取消し）

第7条 市長は、パートナーが第5条第1項の各号に該当しないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他、パートナーとして適当でなくなったと認めるときは、登録を取り消すことができる。

（業務）

第8条 パートナーは、市長からの依頼に基づき、市の事務事業に関連して、第4条各号に掲げる事項に係る広報物の作成、専門的な見地からの支援、助言等（以下「業務」という。）を行うこととする。

（業務の報酬）

第9条 前条の業務の対価として、市がパートナーに支払う報酬の水準は別表のとおりとする。

- 2 市長は、業務完了後にパートナーから提出された請求書が正当であると認めたとき、請求のあった日から起算して30日以内に報酬を支払うものとする。

（秘密の保持）

第10条 パートナーは、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。パートナーでなくなった後も同様とする。

（その他）

第11条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年6月1日から施行する。

別表

類 型	案 件	内 容	報酬水準（円） ※１・２
デザイン	チラシ	片面、Ａ４、カラー	20,900～30,800
		両面、Ａ４、カラー	30,800～50,600
	リーフレット	４ページ、Ａ４、カラー	50,600～70,400
	ポスター	Ａ１～Ｂ３、カラー	30,800～50,600
	イラスト	モノクロ、10cm×10cm 程度まで	3,080～5,060
		カラー、10cm×10cm 程度まで	5,060～11,000
		モノクロ、25cm×25cm 程度まで	11,000～20,900
		カラー、25cm×25cm 程度まで	20,900～30,800
	漫画・絵本	１ページ、モノクロ	11,000～20,900
		１ページ、カラー	20,900～30,800
	事業・イベント等のロゴマーク・アイコン	カラー、３案提案	30,800～40,700
動画及び写真	WEB動画	カット編集・BGM・テロップ （再生時間 30 秒～5 分）	11,000～30,800
		サムネイル作成	3,080～5,060
		撮影・制作一式 （再生時間 3 分～5 分）	50,600～70,400
	写真撮影・補正	60 分（撮影は茨木市内）	11,000～20,900
文章	文章作成	一般記事（2,000 字）・文字起こし （15 分）	3,080～5,060
	コピーライティング	キャッチコピー、３案提案	11,000～20,900
その他	勉強会等の講師・市の事業への助言	60 分（茨木市内／オンライン）	11,000

※１ 上表に記載の報酬水準は消費税相当額を含み、印刷費は含まないものとする。

※２ 上表に記載の報酬水準は標準的なものであり、企画・調査・資料作成等を要する場合など、案件の性質に応じて必要な調整を行うものとする。